

平成27年2月1日現在適用中

1	商品の名称	ベストパートナー
2	お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活における健全な資金 旅行費用、家具・家電・高級雑貨の購入、スポーツ用品購入、葬祭費用、引越し・転居費用、ペット購入費用等 (旧債弁済、事業資金等一部対象とならないものもございます)
3	ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次の全てを満たされている方 ①満20歳以上60歳までの勤労者の方 ②勤続年数が2年以上の方 ③安定継続した収入が年収80万円以上ある方 ④当金庫に給与振込を指定されてみえる方 ただし、端数金額のみの振込みでなく1回の振込金額が5万円以上の方に限ります
4	ご融資金額	・300万円以内(1万円単位)
5	ご融資方法	・証書貸付となります。
6	ご融資期間	・5年以内
7	ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。 ・優遇金利については窓口にお問合せください。
8	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等返済または元利均等返済のいずれかを選んでいただきます。 ・ご希望によりご融資金額の50%以内でボーナス返済が併用できます。
9	担保	・不要です。
10	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。 ただし、ご返済方法の変更、ご融資期間内での一部繰上げ返済または全部繰上げ返済される場合には所定の手数料をいただきますので、別表の「各種手数料等のご案内」をご参照ください。
11	保証人	・不要です。
12	保証料	・不要です。
13	提出していただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の書類を提出していただきます。 ①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類 ア. 本人確認書類：運転免許証等 イ. 資金用途確認書類：見積書、請求書等 ウ. 所得を証明する書類：源泉徴収票、所得証明書等 ③お支払い先へお振込される振込依頼書
14	お取り扱い期間	・通年お取り扱いしています。
15	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時30分 電話：0120-939-853)にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です

		<p>ので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
16	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金額は、原則として当金庫から振込させていただきます。 ・当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・詳細、ご返済の試算およびご不明な点は、窓口または営業担当者までご照会ください。